

日医発第 697 号 (保 185)
平成 30 年 9 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

平成 30 年度医薬品価格調査について

本調査は、2019 年(平成 31 年)10 月の消費税引き上げへの対応のための医薬品価格調査であり、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的として実施されるものであります。

調査対象施設に対しては、委託業者より直接調査票が送付されることとなりますが、本調査は強制するものではありませんので、各医療機関のご判断でご協力いただければ結構でございます。

なお、調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、これらの調査結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただけましたら幸いです。

調査内容等につきましては、購入サイドからは、病院約 420 客体(抽出率 1/20)、診療所(歯科診療所を除く。)約 510 客体(抽出率 1/200)、保険薬局約 950 客体(抽出率 1/60)が調査客体として抽出され、平成 30 年 9 月取引分の医薬品を対象に実施されるものであります。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者(下記参照。以下同じ)を通じて、添付資料 1~4 の調査票等が送付され、回答に当たりましては「医療機関用調査票・第 I」及び「医療機関用調査票・第 II」を提出いただくこととなります。なお、回答に際しては CD-R での回答が原則とされておりますが、パソコン等の電子計算機器により医薬品の管理等をなされていない医療機関におかれましては、紙面(調査票・第 II)での回答も可能とされております。また、オンラインでの報告も可能となっております。

調査票等は平成 30 年 11 月 9 日(金)までに厚生労働省の委託業者に提出いただくことになっておりますが、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、厚生労働省の委託業者に問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

記

「平成 30 年度医薬品価格調査」に関する厚生労働省の委託業者について

株式会社インテージリサーチ
〒203-8686 東京都東久留米市本町 1-4-1
厚生労働省医薬品価格調査事務局
犬塚、花田、吉良

TEL : 042-610-2770
(平日 9:30~17:30、12 : 00~13 : 00 を除く)
Mail : iyaku-kakaku@intage.co.jp

(添付資料)

1. 調査実施にあたって
2. 医薬品価格調査
 - (医療機関用調査票・第Ⅰ)
 - (医療機関用調査票・第Ⅱ)
3. 回答用 CD-R
4. 医療機関用調査票 記入上の注意
 - (別紙 1) CD-R での報告による場合の入力方法 (医療機関・保険薬局用)
 - (別紙 2) 紙面での報告による場合の記入方法 (医療機関・保険薬局用)
 - (別紙 3) 政府共同利用システム (オンライン) での報告による入力方法 (医療機関・保険薬局用)